

JOYO BANK NEWS LETTER

平成 29 年 3 月 28 日

株式会社常陽銀行

常陽アパートローン民事信託活用プランの取り扱い開始について

常陽銀行（頭取 寺門 一義）は、このたび、超高齢社会の進展に伴い顕在化する高齢者等の財産管理や資産承継ニーズに対応するため、民事信託の仕組みに対応したアパートローン民事信託活用プランの取り扱いを開始いたしますので、お知らせいたします。

民事信託は、資産をお持ちの方（委託者）がご家族など信頼できる方（受託者）に財産の管理や活用等を任せられることができる仕組みで、認知症等による判断能力低下時への備えや円滑な資産承継対策などに活用することができます。

本プランでは、民事信託契約に基づき不動産の管理・活用等を受託している方（受託者）に対して賃貸アパート・マンション等の新築資金等をご融資するものです。また、民事信託のノウハウを有する税理士法人ベリーベスト（代表 岸 健一）との業務提携により、これから民事信託をご検討される方（委託者）に対しても、民事信託スキームの組成を総合的にサポートして参ります。

当行は、今後とも、さまざまな情報やサービスの提供により、お客さまの財産管理や資産承継ニーズに積極的にお応えして参ります。

記

1. 取扱開始日

4月3日（月）

2. 商品概要

商品名	常陽アパートローン民事信託活用プラン
ご利用いただける方	民事信託契約上の「受託者（個人）」
お使いみち	賃貸不動産（居住用）の「新築」、「購入」、「増改築・修繕」、「他の金融機関からの借換」資金、ならびに諸費用
ご融資金額	3億円以内（10万円単位）
融資利率	ご融資の実行時期や審査結果などによって異なります。
ご融資期間	1. 建物の構造や一括借上契約期間等に応じ、最長 35 年以内 2. 購入、増改築・修繕、借換の場合、上記期間から築後年数を差し引いた年数以内
手数料（税込）	1. 不動産担保取扱手数料：54,000 円 2. 事務取扱手数料：融資金額×0.54%（但し最低 27 万円） ※2. の手数料は、税理士法人ベリーベストによる民事信託契約組成サポートを受けたお客さまは無料といたします。

※本プランのお申込に際しては、当行所定の審査をさせていただきます。審査結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もありますので、ご了承下さい。

※民事信託の利用に際しては、当行手数料とは別に、信託契約組成や信託登記等の費用が発生します。

以上



常陽銀行



常陽銀行

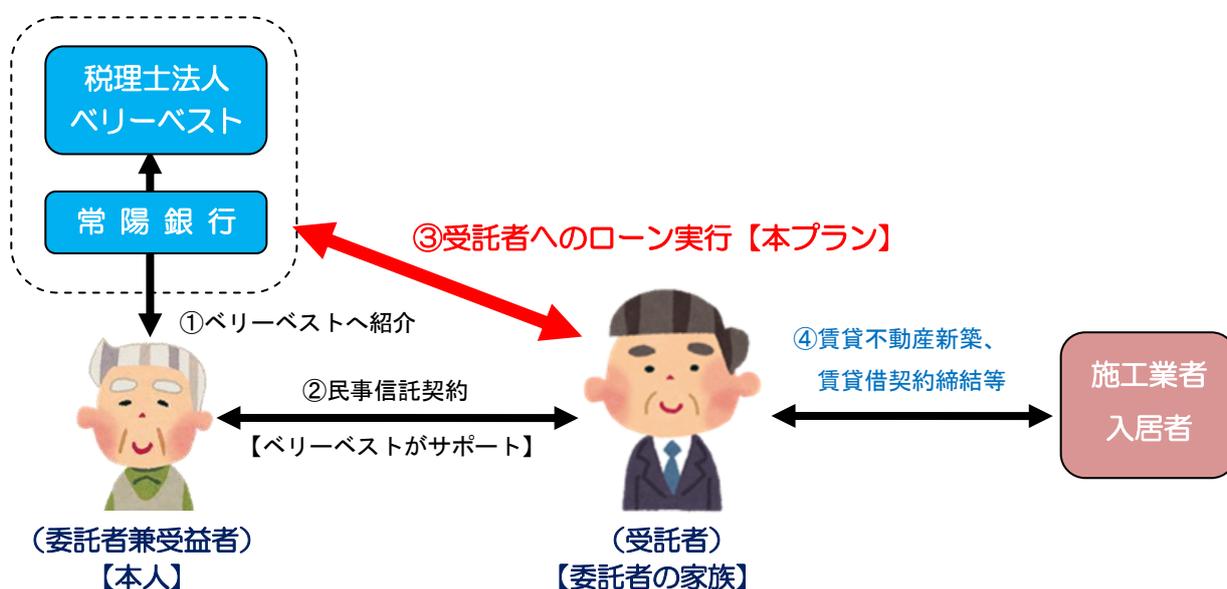
〒310-0021 茨城県水戸市南町2-5-5

Tel. 029-231-2151 (代表) www.joyobank.co.jp

1. 業務提携先の概要

法人名	税理士法人ベリーベスト
住所	東京都港区六本木 1-8-7 MFPR六本木麻布台ビル 11階
代表者	岸 健一 (税理士)
設立	平成 24 年 12 月 1 日
当法人のサービス	関連会社の弁護士法人ベリーベスト法律事務所とともに、お客さまの民事信託契約組成サポートや、信託税務に関するコンサルティング等を行います。

2. アパートローン民事信託活用プランのイメージ



番号	内容
①	当行は、民事信託スキームをご検討されている方に、税理士法人ベリーベストを紹介いたします。
②	<ul style="list-style-type: none">税理士法人ベリーベストは、グループ法人（弁護士法人ベリーベスト法律事務所）と連携し、信託契約作成の助言、信託税務等に関するコンサルティング等、民事信託スキームの組成を総合的にサポートします。民事信託契約に基づき、不動産等の信託財産をご本人さま（委託者兼受益者）から委託者の家族（受託者）に移転します。ご家族は、民事信託契約の目的に沿って賃貸不動産の新築等を検討します。
③	当行は、委託者の家族（受託者）に対して、賃貸不動産の新築資金等をご融資します。
④	賃貸不動産の新築、賃貸借契約等は委託者の家族（受託者）が行います。